

習志野市立保育所私立化法人募集について

平成 22 年 11 月 8 日 第 2 回福祉問題審議会

1. これまでの経過について

平成 21 年 8 月に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第 1 期計画）」において、平成 24 年 4 月に若松保育所と袖ヶ浦第二保育所の 2 箇所を私立化する計画を示しました。

また、本再編計画に基づき、有識者、保護者、市立保育所・幼稚園職員の意見を参考に、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点等を示す「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を平成 22 年 6 月に策定しました。

これらを踏まえ、移管先となる法人を募集、選考するため、ガイドライン策定懇話会の座長、民生児童委員、当該保育所長、市職員からなる「習志野市立保育所私立化法人選考委員会」を平成 22 年 7 月に設置し、法人募集について検討してまいりました。

2. 法人募集の内容について

法人募集の内容については、再編計画及びガイドラインに基づき、選考委員会及びその下部組織である専門部会において検討を重ねておりますが、その内容は、本市のまちづくりの目標である「子どもがいつも輝くまち」を実現させるため、子どもが安全で安心して過ごせる保育所を、共に協力、連携してつくっていただく法人を募集するものとし、現在募集要項を策定しております。

法人募集の主な内容は次のとおりです。

- (1) 運営主体は、社会福祉法人とする。
- (2) 保育内容については、保育所保育指針を準拠すると共に、「習志野市就学前保育一元カリキュラム」を参考に保育を実施すること。
- (3) 本市が行ってきた職員配置や保育時間などの保育基準を継承すると共に、保護者のニーズにより、延長保育や休日保育を実施すること。
- (4) 第三者評価について、移管後 3 年間は継続して受審し、保育所運営の安定を図ること。
- (5) 法人決定後、保護者、法人、市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う

諸事項について協議し、合意形成を図ること。

- (6) 本市の保育行政を理解するため、所長会議や栄養士会、保健会などの会議へ必要に応じ出席すること。
- (7) 幼保小の連携については、現在市立保育所で行っている交流を児童、職員共に引き続き実施すること。
- (8) 保育の引継ぎは、私立化前の15ヶ月間行うこと。その内最初の3ヶ月間は共同保育を実施し、法人職員には、各職種で子どもとの信頼関係を築くための引継ぎを行う。その後の12ヶ月間は、法人職員による運營業務委託を行うが、市保育士を2名程度継続して配置し、法人保育士に助言等を行い、子どもの保育の安定を図る。

3. 今後の予定について

今後の予定といたしまして、選考委員会において募集要項（案）を策定し、平成22年12月の公表を目指し、募集要項を決定し、公表の後、法人からの応募を受け付け、法人選考を行ってまいります。

なお、移管先となる法人は、平成23年6月に決定、公表する予定です。